

公益社団法人 青森県獣医師会会長理事 殿

青森県農林水産部畜産課長
(公 印 省 略)

高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について

このことについて、令和 6 年 9 月 1 2 日付け 6 消安第 3 5 0 5 号で農林水産省消費・安全局長から通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴会員等に対して、周知をお願いします。

記

1 通知の内容

昨年 11 月 25 日から本年 4 月 29 日までに高病原性鳥インフルエンザが発生した家きん農場において、疫学調査の結果、衣服や長靴の交換等の基本的な飼養衛生管理が十分に実施されていない事例が確認され、人又は野鳥若しくは野生動物を介して農場にウイルスが侵入した可能性が示された。

また、本年も昨年と同様に、渡り鳥の飛来によって高病原性鳥インフルエンザウイルスが我が国に侵入する可能性は極めて高く、厳重な警戒が必要であることから、「2023 年～2024 年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書」の提言等を踏まえ、関係部局・機関、市町村、関係団体等との連携を強化し、防疫対策に万全を期すこと。

なお、発生予防対策のため、家保や管理獣医師による指導や、飼養衛生管理システムの活用により飼養衛生管理の向上を図るとともに、農場周囲のため池等の水抜きや防鳥ネットの設置等により、農場周辺における野鳥対策を強化すること。

また、通報の遅延は伝播リスクを高めることから、家きん飼養者に対し、改めて毎日の健康観察の徹底、異常の早期発見・早期通報の徹底を指導すること。

2 重点対策期間の設定

本県の過去発生時期を踏まえ、本年 11 月から翌年 4 月までを重点対策期間として設定することとし、より一層の対策の徹底を図ること（特に、過去県内で発生があった 11 月から 12 月及び 3 月から 4 月は重点的に）。

担当：畜産課 衛生・安全G 齋藤
TEL 017-734-9498
017-722-1111(内線4819)
FAX 017-734-8144